

令和2年度中に策定・変更（見直し作業を含む。）・廃止が予定されている計画等

環境・農水常任委員会 資料1
令和2年(2020年)6月9日
農政水産部農村振興課

※新型コロナウイルスの影響で予定が変更となる場合がある。
(部局名：農政水産部)

計画等の名称	計画期間	区分 策定 変更 廃止	法律上の位置づけ				その他	備考（根拠法令、上位計画等）	所管部局名 所管課名
			法定 受託	義務	努力 義務	任意			
滋賀県棚田地域振興計画	令和2年度～	策定				○	棚田地域振興法（第6条）	農政水産部 農村振興課	

棚田地域振興法の概要

○昨年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立。多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

経緯等

➢ (自) 棚田支援に関するPTや(超党派)棚田振興議連を中心に棚田地域振興法案について議論

- 棚田支援に関するPTメンバー(H30.5設置、H30.11改定)
 - ・ 座長：江藤拓議員
 - ・ 座長代理：宮下一郎議員
 - ・ 事務局長：古川康議員
 - ・ 事務局次長：進藤金日子議員
 - ・ 幹事(関係部会長)

➢ 棚田地域を振興するため、政府においても関係府省庁で構成される「棚田地域振興支援検討チーム」(チーム長：地方創生推進事務局)が平成30年11月に発足

➢ 法案(議員立法)について、農林水産委員会で審議された後、令和元年6月12日に全会一致で成立(同年6月19日公布)。政省令とあわせて8月16日施行。

➢ 法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が8月22日に閣議決定。

棚田地域振興法の概要

1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、高齢化の進展等 → 棚田が荒廃の危機に直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

➢ 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

2. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

3. 国等の責務(4条)

- ・ 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- ・ 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

4. 基本方針等(5条-6条)

- ・ 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- ・ 都道府県…基本方針を助案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

5. 具体的施策(7条~18条)

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条) 棚田地域振興コンシェルジュ
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

(2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等